



婦人と親族法

第六章 後見 太田英隆

凡そ人間であつて自分で自分を處理し、自分で防衛することの出来ない者には、法律はこれに特別の保護を與へるのであります、それでは、どんな人を法律が守るのであるかと云ひますれば、年の幼弱な者又は精神に異状のあるやうな人を云ふのであります。さうして、年の足らない者即ち未成年者はすべてこの後見によつて法律の保護を受けるものと云ふものではありません。前にも申しましたやうに其家に父か母のある時は其親權によつて保護をうけるので、後見を受けるのはありません。未成年者が後見で守られるのは、其家に親權

を行ふ者がないとき、それから親權者が管理權を持つてゐないときに限るのです。

後見は未成年者及び、禁治産者（心神喪失の常況に在る者）を守る爲めに、公益上から定められた一の職務ではありませんが、それだからとてすぐに公の職務だと云ふことは出来ません。なぜかならば國家と云ふものは、これが規定は設けはするが、自分が其事務に干渉せないものであつて、後見の機關は私のものであつて、國家の機關でないからであります。であります、後見の機關である後見人、後見監督人又は親族會員となる義務は、國家に對する公法上の義務であります。それで、この役目に選ばれた者は、正當の事柄がない以上はこれを斷りすることは出来ません。

後見の職務は無償で行ふのが原則であります。それで、職務を行つたて、どんなに長い間、どんなに煩雜な仕事をしたからと云つても、報酬を呉れと云ふことは出来ません。又自分の子の世話を

して金呉れと云ふものもありませんが、廣い世の中にはどんな人がないとも限らないから、法律はまさかの時を心配しておいたのです。唯後見人に對しては、後見された人の財産中から相當の報酬を與ふる場合もあります、極く稀でありまして、これとて、後見人が當り前に取つてもよいと云ふ權利ではありません。

後見のどんなものかを述べましたから、左に今迄云つたことを一言に縮めておいて、追々本論に入りませう。

▲▲ 定義 後見とは、親權を脱した未成年者又は禁治産者の身体財産を監護管理する爲め、法律によつて能力のある人に命ぜられた任務であります。

第一節 後見の開始

後見はどんなときに開まるかと云ひますと左の二つの場合に限ります

第一 未成年者に親權を行ふ者がなるとき、又は親權を行ふ者が管理權を有せない時

第二 禁治産の云ひ渡しのあつたとき
(一)前に親權の性質のときに述べたやうに、未成年

者は親權によりて保護を受け、又後見によりても保護を受けるのでありますが、同時に兩者の保護を受けるのではありません。未成年の子が其家に於て、父か又母を有するときは親權によつて守られ、若し其父及び母が知れないとき、死亡したとき、父や母が最初から子の家にゐないとき、其家を去つた時、其他父及び母が家にあつても共に親權を行ふことの出来ないときに於てのみ、後見の開始かあるのです、又親權を行ふ者が管理權を有せないときにも後見は始まりませう。

(二)心神喪失の常況にある者が、禁治産者となるには裁判所の宣告を受ける事は既に述べた通りであります。さうしてこの宣告を受けた者はさう普通の人で有りませんから、何事をするにも大切な事は一人で出来ません、もし一人でしたらそれは無効となるのです。それで後見に附せられるので

す。

第二節 後見の機關

瀋車はよく走りませんが、機關がなくては一寸も動きません。日本の國はちやんとよく治まつてゐますが、これには國家の機關と云ふ者があつてよく治まるのです。瀋車が機關の爲めに動いたり國家が機關の爲めに政を行ふやうに、後見もやつぱり機關があるから、年の足らない人や、精神の違ふ人を守ることが出来るのです。後見の機關は後見人、後見監督人、親族會の三つがありまして、後見人の役は、直接能力の無い者を守るのです。而して後見監督人は後見の役を監督するものでして、仲々大切な役目です。若し後見人の勝手にしておくと、後見人は無能力者相手を幸ひに、その人の財産を取つたり、自分の都合のよいことをしたりします。これは世の中によくある例でして芝居や小説にも、後見人が人の財産を取らうとして、大變なことになるのは、皆さんの御存じのこととせう。さうして、親族會は、相談の方法によ

つて、後見人の仕事を指揮したり、監督したりするものであつて、これも仲々大切な役目です。もしこれがないと、後見人と監督人とが心を合して、いろんな悪事をやります。兎角世の中は金ですから、若い人や精神の亂れた人は、注意に注意を重ねて保護せねばなりません。この邊を心配して親族會を設けたのです。親族會は澤山の人が相談するのですから、一人や二人位慾張りの悪い人があつても、自由にさせないのです。こうなると法律は仲々親切なものでせう。皆さんのよくお解りになる爲めに、この三つを例を以て今一度申しますれば、國家に例えると、後見人は事務官で、後見監督人は監督長官で、親族會は丁度議會とでも云つたやうなものであります。

こんな事柄は、家を持つて居る人の心得ておくべきものでありますから、これから少しく三つにつきて述べませう。それから、親族法は、後見でお終ひでありますから、本章で私の今迄述べました婦人と親族法も終ります。